

執事の機能からみた戦国期地域権力

— 奥州大崎氏における執事氏家氏の事例をめぐつて —

遠 藤 ゆり子

キーワード

「執事」（家宰・執權） 奥州大崎氏 戰国期地域権力 平和維持 「憑」 関係（つきあい）

はじめに

戦国期地域権力の歴史的性質、つまりその公権としての性格は、かつては守護職という既存の国家からの公権分有によつて得られるものとされてきた。この理解は、戦国大名を守護大名の発展型とする見解に対し、国人領主こそが戦国大名化を遂げると提起された研究状況にあつて、改めて戦国大名にとっての公権の問題を究明すべきとした一九六〇年代の研究に始まる。ここで、村田修三・藤木久志両氏等は戦国大名公権の歴史的根柢を「守護公権」に求めたのである。^① だが、一九八〇年代になると戦国期をも室町期

つまり室町幕府—守護体制期の一時期と見做し、守護と戦国大名の段階差・質的相違を認めず、戦国大名を「戦国期守護」と位置付ける矢田俊文氏等の議論が展開された。^② しかし、戦国期地域権力の歴史的性質は、あくまでも戦国時代という戦争の恒常化した時代に対応して形成された権力として理解すべきであろう。そこで重視すべきと考えるのは、現実的な紛争解決・平和維持を求められるという下から歴史的運動の結果として公権とは形成されるのだ、とする勝俣鎮夫・石母田正・藤木久志各氏等による議論である。^③ さらに、藤木氏は戦国社会における自力の慘禍からの解放を求める百姓等の意識を背景とした議論を展開する。

すなわち、村落から大名に至る自力規制と法による平和の受容を希求する社会的要請を受けて、戦国大名・豊臣政權の公權は形成されたのである。要するに、戦国大名・豊臣政權はともに村落に規定された権力であり、現実的な紛争解決・平和維持にその歴史的性格、公權としての意義を有する権力といえよう⁽⁵⁾。また、そこには戦国大名と同質の権力であることが明らかにされている戦国期國衆も加えるべきものと考える⁽⁶⁾。

以上のような研究動向を受け、「家宰」(執事・執權)の存在を考えようとした場合、黒田基樹氏も指摘する如く、從来のように「家宰」を守護代として、つまり職權的存在として捉える視角には問題がある。職權的支配論が成り立たないことが明らかにされつつある以上、守護代論も克服されねばならない。黒田氏は、この問題を守護の「家」構造をみるという視点に立ち、「家宰」(執權・執事)論を導入することによって捉え直した。そこでは扇谷上杉氏を事例として、以下の点が明らかにされている。すなわち、幕府―守護体制の崩壊とそれとともに当主・家宰双方の在国化、戦争の恒常化という社会状況の変化に応じて、守護大名権力が戦国期の権力に変質したこと。それにより「家」権力と分国支配権が一元化し、家宰の存在意義が薄れ、当主による統一的な分国支配権が確立し、戦国大名権力は成立し

たということである。このような理解は、戦国期地域権力の歴史的性格を究明する上で重要な議論であり、本稿でも継承すべきものと考える。しかし、実際には「家」権力と分国支配権が一元化した戦国期的地域権力の「國家」が成立した段階においても、「家宰」(執權・執事)が存続し、当主による統一的分国支配権が確立しない場合もあるのではないかだろうか。例えば、旧奥州探題家大崎氏の場合も、執事氏家氏は大崎氏の滅亡時まで存続する⁽⁷⁾。このような事例はどのように考えればいいのであろうか。そのような事例についても検討を加えることによって、戦国期地域権力の歴史的性格はより明らかになるものと考える。そこで、本稿では戦国末においても「執事」(家宰・執權)の存続する「家」の事例として、奥州大崎氏を取り上げ、考察を加えることとした⁽⁸⁾。

一 再考すべき内紛「大崎合戦」の理解

戦国期の大崎氏に関する史料が、最も豊富な時期は天正末期（一五八六～九一頃）である。なぜなら、天正十四年（一五八六）、大崎領国では「大崎合戦」といわれる内紛が生じ、これに関わった近隣の戦国大名伊達・最上両氏が残した史料が比較的残されているからである。そして、この

内紛は、戦国期大崎氏の特色をよく示す出来事であつたと考えられる。そこで、本稿ではこの内紛「大崎合戦」における執事氏家氏の果たした役割を通じ、大崎氏という地域権力の歴史的性質を究明していくこととした。

「大崎合戦」は、当主大崎義隆の小姓新井田刑部と伊場野惣八郎の相論に端を発する。一方の新井田刑部は大崎義隆を抑留して味方に付け、義隆は最上義光を「憑」んだ（「豆理伊達家文書」『仙台市史 資料編 10巻』三三三号文書、以下『仙10』三三三と略す）。そのため伊場野惣八郎は、大崎「家」^(義隆)執事氏家吉繼を「憑」み、それに応えた吉繼は当主「よしたか御さうし」を人質にとつて奉じるとともに（大日本古文書 家わけ三 伊達家文書）四〇八文書、以下『伊』四〇八と略す）、伊達政宗を「憑」むに至つた（留守家文書『仙10』一七八）。ここで、大崎家中内の紛争は、近隣の戦国大名間の戦争へと展開したのである。

従来この内紛は、「お家騷動」に乗じて「大崎領を支配に入れようとした政宗の野望がことの発端」といわれてき⁽¹⁾た。伊達氏による大崎領への支配拡大という、伊達氏の全く一方向的な「支配」という視角で捉えられてきたのである。だが、戦国大名とそれに従属する國衆の関係は、單なる支配—被支配の関係ではなく、「一種の『契約』である⁽²⁾かつ双務的なもの」であることが明らかにされている。⁽³⁾この見直しが先ずは課題であると考える。

また、ここでの執事氏家氏の動向は、「政宗の援助で主家大崎氏に取つて代わろうとする野望」によるものといわれ、所謂「下剋上」論の枠内で語られてきた。だが、主家に「取つて代わろうとする野望」が吉繼にあつたか否かについて史料上明らかにすることは困難であり、歴史学の分析対象とすることは難しい。むしろ注目すべきは、なぜ執事氏家吉繼が一方の紛争当事者によつて呼び出されるに到つたのか、ということではないだろうか。このような視点からアプローチすることによつて、吉繼が内紛における一方の中核となつた理由も明らかになると考える。この点に関して、黒田氏は扇谷上杉氏の家宰太田氏が、実態的には地域の安全保障者であったが故に被官中の代表者となり、同時に彼らを自己の元に結集し得たこと、またそのために在国化した当主と政治的対立を生じ、内訌の一当事者となつたことを明らかにした。この理解を踏まえれば、大崎「家」執事氏家吉繼の場合も、同様に地域の安全保障者であり、そのため一方の紛争当事者伊場野惣八郎に呼び出されたと想定できる。だが、氏家氏については、太田氏の事例から明らかと

執事の機能からみた戦国期地域権力（遠藤）

なった領国内における家宰としての役割は、史料的制約からほとんど明らかにし得ない。しかし、逆に扇谷上杉「家」の内紛にはみられない点、すなわち近隣の戦国大名が内訌に関わつてくる点、ここに注目することで、太田氏の事例では見出し難かつた氏家氏に特徴的な「執事」（家宰・執権）の役割を明らかにすることができると考える。つまり、所謂外交における「執事」（家宰・執権）の機能の追究、この必要性を感じるのである。おそらく、そこに戦国期末においても「執事」が存続した理由も見出すことができるのではないだろうか。

以上の点に留意し、考察を進めることによって、大崎氏とは、そして地域権力とは、如何なる権力であったのかを究明することとしたい。

二、外交ルートの維持と「合力」の獲得

まず、内紛における最初期の動向は、次にあげる伊達政宗に宛てた氏家隆継（吉継の父）書状から窺える。

【史料1】氏家隆継書状写（新編会津風土記 七所収文書）（前略）隨而御助勢之儀、再三令言上候處、無御手透由承候、尤至極奉存候、雖然拙子奉□入候事、無隱候歟、縱切腹仕候共、一筋に奉仰外無別意候、然而頃日、よし

たか在城、号名生地へ被移候、愚老之間、五三里計取詰陣候、願者被拋万障、近日御一勢御助勢所仰候、万端片倉小十郎任言上候条、奉省略候、恐々謹言、
八月八日

隆継（花押）

伊達
參入御中

これによれば、氏家氏は伊達政宗に対し再三「御助勢」を求めていたらしい。だが、伊達氏はこの時他氏との戦争に忙しく、「御助勢」は叶わなかつた。けれども、氏家氏としては伊達氏を頼むしか術はないので、全てを抛つてでも「御助勢」してほしい、というのである。天正十六年正月段階で、「太洞之無為、從山形被取扱候」とみえることから（留守家文書『仙10』一七八）、一旦は最上氏によって内紛は解決されたようである。だが、「太崎之事、近來最上ヲ各憑候」（『亘理伊達家文書』『仙10』三三三）といわれるよう、最上氏は大崎氏に「憑」まれて紛争に関わつたわけで、そのような最上氏による「無為」は氏家吉継の「其身切腹」という事態をもたらした（『留守家文書』『仙10』一七八）。そのため、同年正月伊達政宗は、「大崎取乱候付而、氏家事此方伊達を相憑候間、彼者の方へ為合力、今十六七日頃、各々可指遣候条、其支度ニ而可相待候」と家臣に命じ（「引証記三『仙10』一六八）、氏家氏の「憑」みに応えて「合力」に及ぶことを決定している。さらに、二月五日付高橋筑前宛政

宗書状には「大崎之事、氏家彈正忠連々重々首尾候而、今
般此方へ身上被頼候、惣別對義隆ニ、改無意趣候、此度氏
家方無違候處ニ、既可為成切腹御刷、依之當方へ無ニ二被
相頼候条、侍道之筋目無余儀候間、少々及加勢候」と所見
される（『別集奥羽文書纂』『仙10』一八五）。氏家吉繼が自
己の「身上」保障を伊達政宗に「頼」んできた。そのため、
伊達氏として義隆に恨みはないものの、既に過失のない吉
繼が切腹に処されようとしていること、そして「頼」んで
きた者に応えるのは侍として当然でもあることから、少々
「加勢」したというのである。

これらから、以下の点が指摘できよう。まず、大崎氏の
内訳の問題があくまでも大崎「家」内部の問題として既に
生じており、從来言わてきたように、大崎氏を支配する
ために伊達政宗が介入したことが内紛の契機ではないこと。
政宗の内紛への関わりは、執事氏家氏に「身上」保障を「憑」
まれてのことであり、つまり紛争における一方の当事者か
ら呼び出された結果であること。そして、氏家氏の「身上」
保障のために、伊達氏は「合力」したこと、である。

さらに、以上の点を踏まえ、執事としての氏家氏の役割
を考えるならば、次の点が明らかとなろう。まず注目すべ
きは、氏家氏が伊達氏を「憑」むことができた、ということ
である。なぜなら、それは氏家氏が伊達氏を「憑」むこ
とがきでるような外交ルートを維持していたということを
意味するからである。関東の北条氏を事例とした取次論に
よれば、他の地域権力との取次となつたのは大名の御一家
衆クラス・準一門の宿老・当主の側近家臣クラスであると
いう。また、十五世紀後半のことであるが、氏家氏は幕府
との取次を担つていた（『蜷川親元日記』寛正元年四月十三
日条・『蜷川家文書』六九三・六九四号文書）。それらを鑑
みれば、氏家氏も取次として、以前から伊達氏との外交ルー
トを維持していた可能性が高いといえよう。ここに執事の
機能として、まずは周辺地域権力との外交ルートの維持が
あつたことをあげられる。

そして、この外交ルートに基づく「憑」みの結果、氏家

氏は実際に伊達氏の「合力」を引き出していることがさら
に重要である。つまり、まずそのような政治的交渉力を備
えていたことがあげられる。そして、交渉の末、氏家氏は
周辺地域権力の「合力」を獲得し、「身上」の保障を得ること
ができたわけである。だが、この「身上」保障は、單なる
氏家吉繼個人、もしくは氏家「家」の保障のみを意味す
るものではないと考える。當時氏家氏も政治的領域を形成
し、領域権力化していたと考えられることから、保障の対
象とは、領域の平和を担う氏家「家」（「國家」）であつたと
想定できる。要するに、氏家氏の「身上」保障とは、單な

る「家」の保障だけではなく、氏家氏の政治的領域の保障を意味しよう。同様に、氏家氏は伊場野氏のような大崎被官中のそれを保障することを求められていた。そして、伊達氏の「合力」を引き出すことにより、現実的な地域の平和維持が果たされようとしていたのである。執事氏家氏は、そのような役割を果たし得る存在であった。伊場野氏等大崎被官中から氏家氏が期待されたのは、まさにこの点であつたと考えられよう。そのため、同年二月には「氏」一味之衆十八館、其外五ヶ所、^(伊達)當方属膝下ニ候、^(大崎)大郡中過半氏家任存分三候」（志賀慎太郎氏所蔵文書『仙10』一八四）、といふように大崎被官中の多くが氏家氏を頼んでその下に集まり、ともに伊達氏「膝下」に属したという。戦国大名の「合力」引き出しによる地域の安全保障を担う存在、そこに執事としての役割があつた。

だが、「合力」した伊達軍は、二月には「難儀」に及び、家臣遠藤高康の姉婿上野甲斐の居城新沼城（現宮城県古川市）に籠城することとなる（『貞山公治家記録』三巻、以下『治』三と略す・「桑折文書」『仙10』一八八）。政宗は、すぐに「彼面々切腹候而者、何へも不入候、其以前早打憑入候」（來十二）、無風雨之嫌可被相立候と、籠城する者を助けるため、石母田景頼等に軍勢を催促している（「桑折文書」『仙10』一八八）。そして、氏家吉継自身も新沼城へ向かい、

証人を渡した上で、「俵糧以下」を籠め置いたという（「高橋靖夫氏所蔵文書」『仙10』一九二）。また、伊達氏に従属する近隣の葛西氏は、兵糧を新沼城へ運ぶことを求められている（「登米懷古館所蔵登米伊達家文書」『仙10』一九九）。さらに、葛西氏・大崎氏と領国を接し、葛西氏に従属する國衆であつたが、この時氏家吉継とともに伊達氏を頼んでいた富沢日向守貞連も、「新沼之地後詰之兵儀」を吉継と相談して行うことを要求されている（「引証記三」『仙10』二〇三）。これらから自己の進退保障を求めた従属先の権力が、彼らの求めに応じて軍勢を遣わした際は、兵糧を運び入れ、後詰を行う等の軍事的奉公を求められていたこと、そして証人を提出するなどしてそれを成し得ることができたことがわかる。また、従属國衆は大名の求めに応じ、軍事的奉公を行う関係にあつたことがここからも確認できる。結局、二月末には籠城する伊達軍は、「いのちこひ」をし、大崎氏・最上氏方へ証人を提出することで解放され（「針生寅次郎氏所蔵片倉家文書」『仙10』二〇五）、一旦は撤退する。だが、三月には氏家吉継が川熊修理を政宗の元へ遣わしており（「引証記三」『仙10』二三一），それ以後も伊達氏との外交ルートを維持していたことが知られる。

その後は、四月半ばには伊達氏の従属國衆長江晴清に対し、政宗は以下の五ヶ条に渡る対大崎氏領國の方針を伝え

ている。晴清は、氏家氏合力軍として従軍し、大崎氏・最上氏方へ証人となつていたもののしばらくして解放され、この時は帰国していた。

史料2】伊達政宗朱印書出（『伊』一〇三五）

書出し

一、大洞中二、〔伊達〕當方可被相憑族候者、所領之義、望次第二

可有之事、

一、當方被憑候共、此口陣參之事者、可為赦免事、

一、大名跡ニ、從當方不可有違亂事、

一、金子杯之用立義候者、可被申越事、

一、氏家方へ一統之事、

以上

四月十五日政宗（朱印）

長江〔勝武〕播磨守殿

内容は、①大崎家中において伊達氏を頼む者があれば、その所領は「望次第」とし、伊達氏を頼む者の所領安堵・宛行、つまり領域平和の保障を行うことを明示している。②伊達氏を頼んだとしても、米沢など遠方への軍事的奉公は赦免する。これは、大崎領における直接的な自己の領域平和維持、それを軍事的奉公として求められていたものと思われる。③大崎義隆の跡目のことについては、伊達氏からあれこれと文句をつけることはしないと明言し、大崎氏

の自立性を保障している。④平和維持に關し、必要な経費があれば経済的支援を行うことを約束している。⑤氏家吉継方に結束することを求める、吉継の立場を保障している。ここからは、從来指摘されてきたような伊達氏による一方的な「支配」の様子は窺えない。むしろ、伊達氏に従属することによって多くのことが保障されることを大崎側に呈示し、伊達氏への従属を選択するよう呼びかけているかのようである。しかも、大崎義隆の跡目問題には、伊達氏が介入しないことを明確にしている。このことは、大崎氏の自立性保障を意味しよう。一見、伊達氏の「支配」拡大とみえる事態も、大崎氏のような地域権力の自立性を認め、平和の保障を約束することによって従属化が進み、形成されていったものだったのである。つまり、伊達氏は伊達氏を頼んでくるものに対し、「これらを保障し得る権力であり、そのために戦国大名たりえ、その結果領国（広義の「領国」）も拡大したのである。そして、ここでも氏家氏の執事としての役割が注目される。すなわち、氏家氏はこのような権力を呼び出し、交渉の末、実際にこれらの保障を獲得することができる存在だったのである。

そして、氏家氏による外交ルートの維持は、対伊達氏へのものに限定されたものではなかつた。天正十六年と思われる五月十七日付小介川治部少輔宛最上義光書状には、「大

執事の機能からみた戦国期地域権力（遠藤）

崎之儀、氏口一城ニ有之、種々令懇望候、少々被拋不足可
有赦免由、義隆へ及諫言候間、定急度可為落着候」とみえ
る（「田林文書」『山形県史 資料篇15 上巻』一六三頁、以
下『山上』一六三と略す）。氏家吉繼が、最上義光に対し、
主人大崎義隆からの赦免を得られるよう働きかけているの
である。ここから、吉繼が敵対する最上氏に対しても、外
交ルートを保持していたことが知られる。また、吉繼自身
が主人の赦免を求めていることから、少なくともこの段階
では、吉繼が大崎「家」を離れ、伊達氏への被官化を求め
ていたわけではある。つまり、少なくともこ
の時までの吉繼は、大崎「家」執事という立場として、伊
達氏への従属を求めていたといえる。さらに、その後大崎
領国をめぐる戦争が、義光の妹にして政宗の母である保春
院の仲介により落着し、最上・伊達両氏が和睦すると（遠
藤重雄家文書「仙10」二九五）、七月には、義光は葛西氏家
臣と思われる勝間田右馬亮に、「將亦今般氏家一連之者共、
大崎御前へ出仕致之段、被見鯉書候、於予喜悅之勝事不過
之候、於向後大崎洞中ニ波瀾不相立、氏家党類之者共、永
代無恙抽忠功、御奉公致之様、從其元可被加御意見事、畢
竟旁々諫言ニ相極候」との書状を送っている（「室岡正雄氏
旧蔵文書」『石巻の歴史 第八巻』三四〇号、以下『石』三
四〇と略す）。氏家氏に味方した者達が主人義隆に赦され、

以後奉公を遂げるよう葛西氏からも働きかけてほしいと求
めているのである。この時、大崎義隆が義光の働きかけに
どれ程応えたかはわからない。だが、氏家氏が自己の頼ん
だ伊達氏による平和がならず、その立場も危うくなつた時
には、主人の赦免を得られるような方策として、敵対して
いた最上氏に対し、「種々令懇望」しむことができる外交経
路を保持していたことは重視すべきであろう。そして、実
際に義光は義隆に赦免するよう「諫言」に及んでいるので
ある。つまり、氏家氏が現実的な進退保障を最上氏に対し
ても求めることが可能な存在であったことが明らかである
と同時に、最上氏もそれに応え得る権力だつたことも窺え
るのである。そして、おそらくこのような外交ルートは、
対伊達氏・最上氏のみに止まらない。葛西氏の事例にみら
れるような間接的なルートも含め、多方面に及んでいたも
のと考えるべきであろう。複雑な交渉回路の形成と、それ
に基づく平和維持の保障、そこに執事としての氏家氏の政
治的役割を見出すことができる。

夏に保春院による和議が結ばれて以後、十月に氏家吉繼
の使者が政宗の元へ参上する（「伊達天正日記」四巻）。そ
れに応え、政宗は「伊達仍山形・伊達當方一和ニ付而、氏家吉繼其方可相捨
様ニ、從最筋表裏も候歟、誠々覺外此事ニ候、最・當無事
之義、前日露紙面候キ、義光種々懇望之儀共候之条、且者

当方之本望、且者侍道之筋目ニ候条、拠不足、先一和之牴
ニ候、縦入魂之義候共、争年來其元へ申合首尾、可為相違
候哉」との書状を氏家吉繼に遣わしている。つまりその内
容は、最上・伊達両氏の和睦について、氏家吉繼をみ「捨
てる」つもりだと最上氏筋からの裏切りでもあつたのであ
るが、そのようなことは覚えのないことである。この和

睦は以前お伝えしたように、義光が「懇望」したことであ
り、当方の望みでもあり、また「侍道之筋目」もあるの
で、不足な点は抛つて、先ずは和睦をしたのである。例え
最上氏と入魂になつたとしても、どうして年来氏家氏に申
し合わせたことに違反し、氏家氏を見捨てるようなことが
あるだろうか、というものであつた。要するに、政宗は最
上氏との和睦後における氏家氏の進退を保障しているので
ある。そして、このことは逆にいえば、氏家氏が伊達氏の
保障を引き出してきたものといえる。ここからも執事氏家
氏の政治的役割の重要性を窺うことができよう。

以上、天正十六年段階までの「大崎合戦」について考察
を加え、執事氏家氏が伊達氏・最上氏等との外交ルートを
維持していたこと。それによつて「憑」みが可能であり、「合
力」を引き出す政治交渉力を有し、自身と自己を頼む被官
中の領域平和を維持できるような政治的役割を果たしてい
たことを明らかにした。また、伊達氏・最上氏の内紛への

関わりは、紛争当事者である氏家氏・大崎氏に呼び出され
たものであり、大崎「家」の自立性は大名からも保障され
たものであつたことも確認した。

三 和睦における役割

天正十七年二月、氏家吉繼は自身米沢の政宗の元へ出仕
する（引証記八「仙10」三七五等）。そこで政宗は家臣泉
田重光に宛てて、「氏登、彼是塩味之上、立行候様ニ、如本
々可為同意候哉」との書状を送つてゐる（引証記八「仙
10」三七五）。これは、登城した氏家氏が立ち行くよう保障
したものである。おそらく、氏家吉繼による米沢出仕の目
的は、伊達氏への従属であることは確かであろう。だが、
吉繼が如何なる立場で出仕したのか、つまり大崎「家」を
離れての出仕なのか、大崎「家」執事としての出仕なのか
については詳細はわからぬ。大崎家臣石川長門守隆重に
宛てた二月一日付最上義光書状によれば、「氏彈米沢へ被罷
登之由候、累年之儀者自分々々之遺恨を以、被及錯乱之由
存候つる」という（石川文書「山上」四四〇）。吉繼が自
分自身の（大崎氏への）「遺恨」を晴らすために「錯乱」に
及んだというのである。また、三月一日付保春院宛最上義
光書状（伊「三二七」）には、吉繼はこの頃再び義隆に切腹

執事の機能からみた戦国期地域権力（遠藤）

を迫られていたと伝わる。これらからは、大崎「家」執事としてではなく、吉繼単独での出仕かと思われるものである。しかし、次の史料をみると少し様子が異なる。

【史料3】最上義光書状（「武田喜八郎氏所蔵文書」山上）

（一一三）

（端表書）
沼辺殿

雖未能通序候、啓一翰候、仍今度氏彈伊達へ就罷登候、
其郡之様子無心元存候処ニ、皆以義隆へ奉公無二三候由、
承候而令満足候、就中百々之儀、累年郡中逢替候得共、
無變化御奉公候、此度之事、既ニ主君之一束ヲ、氏彈米へ
致持參候ニ付而、是非共義隆可被直敷彼之逼塞之由候、
旁々以大悦候、御存分之由承候而我々明日ニ相果候共、
心易存訖候、今般大崎之名跡相続候も、滅却候も、偏ニ
旁之御支ニ可有之候、此方之儀も、大崎前後ニ可相果之
存慮訖候、先可申候、此方所用之儀、無疎意可承候、其
口之儀任入候事候、重而、恐々謹言、

（元正十七年）
二月十三日

義光（鼎形黒印）

沼辺殿

宛所の沼辺氏は大崎氏家臣だが詳細は不明である。（ここからは、まず①大崎家中の者は皆大崎「家」当主へ「奉公」していること、②この度の吉繼出仕は、「主君之一束」を持参したものであること、③大崎氏の跡目が続くか滅びるか

は偏に家中の「御支」によること、④最上氏としても大崎氏と共に滅びる覚悟であること、などが知られる。①によれば大崎氏当主の下に家中が「奉公」しており、②の「主君之一束」は具体的に何を指すのかは不明だが、主君義隆の書状などを指すかと思われ、ここで氏家の米沢出仕は主人大崎氏から委任された代理的立場のものであつた可能性も考えられる。そして、③の大崎氏跡目の存続は家中の「御支」次第とする点は、最上氏が大崎「家」の問題には介入していなかつたことが知られ、その自立性を保障していたことが窺える。だが、④で大崎氏の存続のために最上氏も滅びる覚悟で尽力することを明言し、大崎氏の進退保障を約束している。頼んできたものの進退を保障するという戦国大名としての機能をここからも知ることができる。また、二月十二日付保春院宛最上義光書状には、「大氏家、其元へ罷登候ニ付而、下々いろふし申儀共候へ共、それかし存ニハ、氏家かつれ三千人まいり、大さきのやう成ところを、三百さし上申候」とある（『伊』三二八）。伊達氏との和睦条件として、大崎領の主要地域を伊達氏直轄地とすることを氏家氏が申し出たと言うことであろうか。だとすれば、ここからも全く伊達氏による一方的な「支配」という視点は捉え直すべきであろう。何れにしろ、【史料3】からは、大崎「家」執事として、米沢に出仕し、伊達氏と

交渉を行つていたことが窺えるのである。ここで、吉継が当主義隆から交渉代理人として、起用された理由は、義隆自身の出仕が難しかつたであろうことに加え、これまでの伊達氏との交渉経験が期待されたからと思われる。

そして、その約二ヶ月後の四月十六日、伊達氏・大崎氏間で和議が結ばれる(『伊』四一二)。この時の和睦の条件は、「一大崎向後者、伊達馬打同前之事、一山形^{（山形）}へ之縁辺被相切、當方^{（伊達）}へ縁約之事、一氏^{（氏家）}一統三向後も不可有違乱事」という三点であった(『伊』四一二)。これは、①大崎氏の伊達氏への与力化、②詳細は不明だが、おそらく「契約の証拠」として大崎・最上両氏間に結ばれていた婚姻関係を解消し、改めて大崎・伊達両氏間の「契約」として婚姻が行われること、③氏家氏に味方する者、つまり伊達氏を頼む者の進退保障を取り決めたものである。また、同月廿日付原田旧拙斎・大町宮内宛伊達政宗書状によれば、「神名の義、氏^{（氏家吉継、高畠日向）}・富^{（富田吉継）}日無異義候、可心安候、氏^{（氏家吉継）}自身出仕之事ハ、鉄石^{（鐵石）}成間敷之由候、以代官取扱之外、不可有之候、末々は自身も可為出仕候条、黒河^{（黒河）}へ如何様ニも理、一刻も早く相澄候事、千言万句ニ候、代官ヲ以出仕候事ハ、可為成就候、其身之事ハ、何共^{（共）}不慮之義、難計被存候、無拠候事候」という(『引説記八』『仙10』四一〇)。ここから、まず起請文を氏家吉継が提出していたことが指摘でき

る。栗野俊之氏によれば、戦国大名間の同盟では、重臣間ににおいても起請文が交換されたという。執事氏家吉継とおそらく伊達氏家臣との間でも、起請文が取り交わされたものと思われる。そして、この契約のために氏家吉継自身が再び政宗の元へ出仕することも求められていたことがわかる。だが、吉継自身の出仕は困難であつたため、吉継の代官が出仕することとなつた。しかし、いずれは吉継自身出仕することが求められている。では、なぜ戦国大名の重臣間においても、起請文の交換が行われ、氏家氏のような存在が出来ることも求められたのであらうか。それは、これまでの考察を踏まえるならば、起請文を交換し、出仕するようなな家臣が、和睦締結に到る迄に果たした役割の大きさによるものではないかと想定できる。地域権力間の和睦は、彼らの和睦交渉、政治的工作者を経て成立したと考えられる。⁽²³⁾だからこそ彼らの「契約」も必要とされたのである。やはり、ここにも執事氏家氏が果たした役割の重要性を見出すことができよう。

しかし、この和睦による平和は長くは続かなかつた。氏家氏一族賜目豊前守に宛てた十月十四日付政宗書状によれば、「氏彈・鳥島間、于今無擣之候由候、依之支倉五郎左衛門指下候、其元馳走之上、彼間如前々入魂候様、任置候」という状況であった(「大江幸喜氏所藏文書」『仙10』五一七)。

氏家吉継と大崎家臣鳥島氏が対立する事態が生じ、これを睨目豊前守が前々の如く氏家氏に味方し、伊達氏を頼む勢力となるよう取り成すことを求められている。だが、十一月十七日付伊達政宗書状には「鳥島之義、覚外此事ニ候、併諸味方中堅固之由、千言万句候」とあることから、鳥島氏は氏家・伊達氏方を離れ大崎・最上氏方へ味方するようになつていたようである（「和靈神社文書」〔大崎家中〕『仙10』五四七）。

おそらく、これは、この頃再び「最上より太控中へ計策之義候」という事態を受けた、鳥島氏等による最上氏を「憑」む選択であつたと思われる（遠藤広家文書『仙10』五四一）。そして、このような動向を受け、政宗は味方する家臣等に知行の宛行状を発給している（「引証記十一」『仙10』五六六・鮎田家文書『仙10』五八〇・中目家文書『仙10』五七九・「引証記十一」『仙10』五八一）。黒田氏によれば、北条氏も当主や「指南」が従属國衆およびその重臣に対し、所領の安堵・宛行を行うことがあり、それは彼らの進退保障・同心の維持・隣接國衆との領界確定等の意味を有したという。⁽²⁴⁾ 大崎氏の場合も、「ありか袋・坂〔坂元〕もとより知行望之義候哉、これ又雪斎〔留守政宗〕へ相談之上、何辺雪斎分別ニより候へく候」とあることから（「引証記十二」『仙10』六二二）、蟻ヶ袋氏や坂元氏のような大崎家中側からの求めによつて、知行の安堵・宛行が行われたものと思われる。内訌の根底に

は村落間紛争に起因する家臣間相論があつたとの指摘を鑑みれば、おそらく対立する近隣家臣との紛争において、伊達氏からの保障を意味する安堵・宛行状を得ることは、地域の平和維持にとって重要な意義を持つたと考えられる。そして、氏家氏への合力軍を指揮し、取次を行つていた伊達氏一族留守政景が、差し当たつての知行安堵・宛行権を委任されていたことも知ることができる。

だが、一連の知行宛行状のうち、氏家氏一族で、吉継の叔父に当たると思われる磯田（氏家）兼継宛の十二月廿四日付宛行状は少し様子が異なる。特に宛行地は明示されず、「大崎弓箭本意ニ執成候者、年月任奉公、似合之知行可下置候、永代不可有相違、仍証文如件」とだけ記されているのである（「引証記十一」『仙10』五八一）。これに閑連すると思われるが、その後における氏家吉継の病状の悪化である。翌天正十八年四月には病床にあつたことが確認でき（個人所蔵文書『仙10』六六四）、五月には死去している（「治十二」）。そして、この頃から伊達政宗の氏家兼継宛書状が増加することから（「引証記十一」『仙10』五八一・「引証記十二」『仙10』六二三など）、天正十七年末頃には、既に吉継の病状は思わしくなかつたのかも知れない。そのため、吉継に代わつて叔父兼継が伊達氏を頼む大崎家中の中心的存在となりつつあつたのではないだろうか。兼継宛の宛行状は、

そのような兼繼の進退保障を意味し、執事としての役割の移行を物語るものと考えられる。

そして、ついに天正十八年一月には「大崎無事、去夏^{二月}〔留守政宗〕^{三月}」^{〔伊達〕}と題する「落居候、然處何も大二而相違、依之雪斎自分之意趣与云、又当家之為与云、雪斎被先立、大二可及武色覺悟候」という事態にまで至る（『引証記十二』『仙10』六二四）。大崎・伊達両氏の和睦が前年夏に成立したにも関わらず、義隆が「相違」し、再び紛争が生じたため、取次である留守政景は面目を失つたといい、伊達家のためといい軍勢を遣わし、武力衝突に及ぼうとしていたのである。伊達氏一家一族が集まらなければならぬ際にも、「雪斎之事者、其口不可有手透候」という状況だつたため、集まることは「無用」と政宗に告げられている（『登米伊達家文書』『仙10』六三一）。また、三月四日付政宗示書状には「就中氏彈〔吉継〕為^{〔伊達〕}始、其一味中^{〔留守政宗〕}雪斎へ別而入魂三被相理之由候、於爰元満足此事候」「何辺之義も、此方へ無隔意被相理候ハん事、可為本望候」と所見され（『伊』四八二）、氏家吉継を始め、一味中が留守政景を頼み、伊達氏に隔心無いことは本望であるという。これらは一見、留守政景を軍事指揮者とする伊達氏による「支配」を伝えるものとみえるかも知れない。だが、天正十七年十二月に吉継が一族賜目豊前守を伊達氏に遣わしていること（『治』十一）。大崎氏一族で、翌十八

年四月の段階で氏家氏に味方する者として確認できる高泉布月斎隆景が（『出雲国造家文書』『仙10』六七二）、一月には米沢に出仕し、三月まで滞在していること（『治』十二・『伊』一〇三四等）。氏家兼繼も書状を政宗に遣わしていること（『伊』四八二）、などから留守政景の軍事的指揮とは、氏家側の求めによるものと想定できる。ここでも、氏家氏側の政治交渉により、伊達氏の「合力」が再び得られたものと解すことができよう。

だが、この時に特徴的なのは、氏家吉継の病状悪化ともない、吉継の叔父兼繼と大崎氏一族高泉隆景の活躍が目立つことである。彼らも、これ迄みたような執事の役割を補佐する政治的役割を果たし得る存在であつたと考えられよう。だが、卯月十日付の氏家吉継宛と思われる伊達政宗書状によれば、「兼日松井法眼差越候キ、漸被打越 薬ヲも用、相当候哉、朝夕床敷迄三候、乍勿論引詰被成、養性候ハん事簡用候」とあり、政宗は病床にある吉継に対し、医師と薬を送り届けている（『引証記十二』『仙10』六六五）。伊達氏による進退の保障が、このような具体的な事象として現れることが注目される。そして、同月十九日、秀吉への出仕を決めた政宗が高泉隆景に宛てた書状に見える、「留守中之儀、氏所江及理候、御相談無申迄候」という氏家吉継に対する留守中の権限委任を鑑みれば（『出雲国造家文書』

執事の機能からみた戦国期地域権力（遠藤）

『仙10』六七二)、氏家吉継の果たした役割の重要性、政宗の期待の大きさが窺える。

結局、政宗が小田原への途にあつた五月中旬、氏家吉継は死去する(『治』十四)。豊臣への出仕を怠つた主家大崎氏は改易され、八月にその居城は引き渡されることとなつた(『治』十四・『引説記十三』)。だが、この段階の氏家氏の位置付けについて確認しておきたいのは、十月廿九日付氏家兼継宛伊達政宗書状に、「木村伊勢守父子へ為与力出馬、依之及相談度義共候間、牢人之上乍大儀、宮城へ来五日二出合、可有之候」と所見される点である(『引説記十四』『仙10』七七八)。伊達氏に知行を宛行われた氏家兼継であつても、主家大崎氏が改易されれば「牢人」と呼ばれているのである。つまり、氏家氏が最後まで大崎「家」を離れなかつたことを意味し、吉継の動向も最後まで大崎「家」執事としてのそれと捉えられる。そして改易後、兼継は「牢人」でありながら、伊達氏への協力が求められ、さらに近世には「着座」という高い家格を伊達家臣として得ることとなる(『伊達世臣家譜』六)。

以上、天正十七年の和睦成立の背景として、想定される具体的和睦交渉という執事の役割の重要性を確認した。その上で、和睦破棄後に再び伊達氏の「合力」が引き出されたこと、吉継の病状悪化にともない、叔父兼継・大崎氏一

門高泉隆景が執事の役割を補佐する存在として現れてくることを明らかにした。

おわりに

これまで、大崎氏の内紛「大崎合戦」が、従来伊達政宗や氏家吉継の「野望」とされてきた理解の捉え直しを行いつつ、執事としての氏家吉継の機能を考察してきた。

まず、執事の役割には周辺地域権力との外交ルート維持が指摘できる。それは、敵対する権力に対しても保持され、多方面に及んでいた。このことは、従来取次論が明らかにした点を踏まえるならば、主家の取次等の役割を通して培つた機能と想定される。そして、このような外交ルートを活かして政治交渉を行い、周辺の戦国大名からの進退保障を得たのである。それは、具体的には伊達氏の「合力」獲得による領域平和の維持や、最上氏の「諫言」による主人の赦免によるものであった。そして、このような外交上のインシシアティブを有し、その政治的役割を發揮できた背景には、黒田氏が明らかにしたような領国内における機能に基づき形成された指導力、指導的立場があつたものと思われる。伊場野氏のような同じ大崎被官中にその進退保障を求められ、それに応えることができた理由もこれらの点にあつ

た。同時に、伊達氏は氏家氏に呼び出された結果、この内紛に関わったこと、そして一方の最上氏も同様に主家大崎氏に「憑」まれて、呼び出されたものであることも明らかとなつた。ここからは、従来重視されてきた伊達政宗や氏家吉継の恣意性は認められない。「大崎合戦」は、大崎「家」内の紛争解決のために、執事氏家吉継・当主義隆それぞれが伊達・最上両氏を呼び出した結果、戦国大名間の戦争へと展開していくという経過を辿つたのである。要するに、それは大崎「家」の平和維持に関する問題であつた。さらに、氏家氏は周辺地域権力との和睦時においても、その政治力が問われ、起請文の交換、和睦先への出仕が求められる等平和維持に機能した。だが、吉継の病状悪化とともにない、叔父兼継や大崎氏一門高泉隆景が執事吉継の役割を継承する存在として立ち現れてくる様子も窺えるのである。

だが重要なのは、彼らの動向が、大崎「家」を離れて伊達氏へ被官化するという方向へは進まず、あくまでも「家」構造内のものであつた点である。⁽²⁵⁾要するに、氏家氏は、大崎「家」の執事として、氏家兼継も大崎家中として、高泉隆景は大崎一門として、様々な役割を果たしていたのである。ただそうなると、戦国期段階における執事の機能と室町期段階におけるそれとの差違が問題となろう。では、室町期段階の執事氏家氏はどうであったのか。史料的制約が

大きく詳細は不明なもの、室町期の氏家氏については、主家大崎氏から幕府への馬進上の取次（『蜷川親元日記』寛正六年四月十三日条）、同じく鷹進上の取次（『蜷川家文書三』六九三号文書）など、幕府との外交が知られる。しかし、戦国期とは、幕府一守護体制が崩壊し、戦争が恒常化するにともない、地域権力としての平和維持の問題が深刻化していた時代であつた。外交問題に関していえば、当該期は幕府とのそれではなく、周辺地域権力との平和維持を目的とした実態のある関係を保つことがより重要となつていたのである。現実的な領域の平和維持が求められる時代にあって、大崎氏は、本稿でみた執事氏家氏による近隣の「合力」獲得などによって、それを成し得ていた。当然そこでは、執事の役割にも室町期的なものとは異なる、より現実的な平和維持を担う役割が求められていたと考えられよう。つまり、執事氏家氏は、本稿で明らかにしたような機能によつて、まさに大崎氏という地域権力の平和維持を担う重要な存在だつたのである。少なくとも、大崎「家」における氏家氏の存在意義は大きく、そのために戦国期末に至つても「執事」（家宰・執權）として存続したといえよう。

しかし、本稿が目的とするのは、執事氏家氏の個人的能力を強調し、大崎「家」が氏家氏によつて維持されていたと指摘することではない。氏家氏はこのような能力を備え

ていたために権力者であった、という権力の帰属問題を論じようとするものではないのである。むしろ注目したいのは、大崎氏という地域権力が、執事氏家氏のような他の地域権力と結びつくことで平和維持機能を果たし得る存在を保持していた、という点である。氏家氏のような役割は、「家」によつて執事、当主自身、全く別の存在が、一手にもしくは分散して担つてゐる場合が想定できる。大崎「家」においても、氏家氏のみが他とのつながり（つきあい、本稿で「外交ルート」と呼んできた関係）を維持していくわけではない。要するに、地域権力は、氏家氏を事例として一部明らかにしたような平和維持を目的とした、他の地域権力との恒常的結びつき（つきあい）を不可欠としたことを重視したいのである。この地域権力間に形成された平和維持を目的とするつながり（つきあい）は、常に交渉可能性として維持されていた。そして、一地域権力内で問題解決が困難となつた際、つまり非常時に、その役割を發揮したのである。その時、解決を求める側は、交渉相手に対し、「合力」を「憑」み、主人の赦免を被ることができるよう「憑」んだ。それは進退の保障、つまり平和の保障を「憑む」ことを意味する。交渉可能性としてのつながり（つきあい）は、文字通りの「憑みの綱」であつたといつていい。

ここで、指摘した地域権力間における「憑」み関係の追

究は、戦国期の権力である地域権力の歴史的性格をより明らかにし得る観点と考える。だが、その具体的なつながり（つきあい）のあり方、つまり「執事」以外の様々な関係、作用の状況、役割、そこから形成される公権の問題等の究明については、今後の課題としておきたい。⁽²⁹⁾

注

（1）黒川直則「守護領国制と莊園体制—国人領主制の確立過程—」（『日本史研究』五七号、一九六一年、のち岸田裕之編『中国大名の研究』、吉川弘文館刊、一九八四年に再録）。

（2）村田修三「戦国大名毛利氏の権力構造」（『日本史研究』七三号、一九六四年）。藤木久志「知行制の形成と守護職」（同『戦国社会史論』所収、東京大学出版会刊、一九七四年、初出一九六六年）。同「戦国大名論の動向」（同『戦国大名の権力構造』所収、吉川弘文館刊、一九八八年、初出一九六九年）。

（3）矢田俊文「戦国期甲斐国の権力構造」（同『日本中世戦国期権力構造の研究』所収、培文社刊、一九九八年、初出一九七九年）。今岡典和・川岡勉・矢田俊文「戦国期研究の課題と展望」（『日本史研究』二七八号、一九八五年）。栗野俊之「戦国大名最上氏の領国形成と羽州探題職」（『駒沢史学』二八号、一九八一年）。

（4）勝俣鎮夫「相良氏法度についての一考察」（同『戦国法成立史論』所収、東京大学出版会刊、一九七九年、初出一九六九年）。石母田正「解説」（『日本思想大系21 中世政治社会思想 上』所収、岩波書店刊、一九七二年）。藤木久志「戦国法形成過程の一考察—分国法系大名法について—」（同前掲注）

(2)『戦国社会史論』所収、初出一九六七年)。

(5)藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会刊、一九八五年)。

(6)藤木久志『村と領主の戦国世界』(東京大学出版会刊、一九九七年)などに代表されよう。

(7)黒田基樹『戦国期外様国衆論』(『戦国大名と外様国衆』所収、文献出版刊、一九九七年)など。

(8)黒田基樹『戦国大名権力の成立過程に関する一考察—統一的分国支配権の成立—』(所理喜夫編『戦国大名から將軍権力へ—転換期を歩く—』所収、吉川弘文館刊、一〇〇〇年)。

(9)この議論は、勝俣鎮夫氏の『戦国大名「國家」論』と同様の理解であろう(勝俣鎮夫『戦国大名「國家」の成立』『戦国時代論』所収、岩波書店刊、一九九六年、初出一九九四年)。また、以下本稿でいう「國家」は、勝俣氏の指摘した「國家」を意味する。

(10)他にも、中国地方の大名大内家の家宰陶氏、越後上杉氏の

家宰直江兼続など、戦国期地域権力「國家」成立後における「家宰」(執事・執權)の存続事例は少なくない。

(11)戦国期大崎氏の先行研究には、通史的なものに佐々木慶市氏の『奥州探題大崎十二代史』(今野出版企画刊、一九九九年)

や、系譜復元に佐々木慶市・伊藤信両氏の研究があり(佐々木慶市『奥州探題斯波大崎氏の世系について—大崎氏諸系団の検討—』『東北学院大学 東北文化研究所紀要』一四号、一九八三年)。伊藤信『大崎氏の歴代について』(渡辺信夫編『宮城の研究』三巻)所収、清文堂出版刊、一九八三年)、私も先に大崎氏とその家臣に関する基礎的事実関係について若干考察を試みた(拙稿『戦国期大崎氏の基礎的研究』立教日

本史論集』八号、二〇〇一年)。また、戦国期の歴史的位置

付けに関する論考については、別稿を用意している。

(12)中新田町史編さん委員会編『中新田町史』精興社刊、一九九七年)、二七一頁(伊藤信氏執筆担当部分)。

(13)黒田前掲注(7)論文。

(14)藤木久志氏は、戦国時代は村落から戦国大名まで様々なレベルで両属・多属関係が維持された社会であるとした上で、従来所謂「お家騒動」と称されてきた「大崎合戦」のような内訌とは、両属・多属関係の矛盾の現れであると指摘した(藤木久志『両属論の魅力—『関城町史』通史編によせて—』同『戦国史を見る目』所収、校倉書房刊、一九九五年、初出一九八八年)。同「境界の世界・両属の世界—戦国の越後小川庄をめぐつて—」(同前書所収、初出一九八九年)。この藤木氏の理解を踏まえ、「大崎合戦」も検討すべきと考える。

(15)佐々木前掲注(11)書、一四七頁。

(16)佐々木前掲注(8)論文。

(17)黒田基樹『戦国大名北条氏の他国衆統制(一)―「指南・小指南」を中心として―』(同『戦国大名領国の支配構造』所収、岩田書院刊、一九九七年、初出一九九六年)。

(18)以下の議論を踏まえるならば、氏家氏も戦国期においては領域権力化していたものと理解できよう(勝俣前掲注(9)論文、峰岸純夫『戦国時代の「領」と領国』同『中世の東国―地域と権力―』所収、東京大学出版会刊、一九八九年、初出一九六九年)。黒田基樹『戦国大名権力の成立過程に関する一考察—扇谷上杉氏による領域の分国の成立—』『歴史学研究』七三四号、二〇〇〇年)。同『戦国期東国の大名と國衆』同『戦国期東国の大名と國衆』所収、岩田書院刊、二〇〇一年、な

執事の機能からみた戦国期地域権力（遠藤）

ど)。

(19) 黒田基樹「戦国大名北条氏の他国衆統制(二)——主従制論」(同前掲注(17)書所収)。

(20) ここでいう広義の「領国」とは、狭義の「領国」の外部に存在する従属国衆「領国」をも内包する戦国大名「領国」を意味する。この点に関しては、黒田基樹氏の論考に詳しい(同前掲注(7)論文など)。

(21) (天正十七年九月)二月十二日付保春院宛最上義光書状には、「むすめか事も、大ききうつろうつけ三候事ハ、氏などか参候三てしれ申候、かのところへこし申候て、其日か翌日ニはちをかき可申事、まきれなく候事ニ候」とみえる(『伊』三二八)。また、藤木久志氏は、「ここでみられるような所謂「政略結婚」とは、同盟・従属関係成立における「契約の証拠」と位置付けた(同「身代わりの作法・わびごとの作法」「戦国の作法——村の紛争解決」)所収、平凡社ライブラリー刊、一九九八年)。

(22) 栗野俊之「戦国期における合戦と和与」(中世東国史研究会編『中世東国史の研究』所収、東京大学出版会刊、一九八八年)。

(23) 天正十六年三月には、氏家吉継等と留守政景・小成田重長間において、交渉が頻繁に行われたことが所見される(『治』三、天正十六年三月五日・六日・廿四日条)。また、同記録には、天正二年における最上氏の内紛に關し、興味深い記事が載る。この内紛は父義守と子義光を中心とする紛争であり、一方の義守によつて伊達輝宗は呼び出されていた。詳細は割愛するが、輝宗—義光間で和睦が結ばれた際、「当家ヨリ草刈内膳、義光ヨリ里見民部途中三出合ヒ、御和睦ノ相談アリ」

とみえるのである(『性山公治家記録』二)。当主一門や重臣間における政治的交渉の末、当主間の政治的決定もなされたと考えられよう。決定作成者の活動を重視すべきではないだらうか。

(24) 黒田前掲注(19)論文。

(25) 黒田基樹「戦国期国衆論の課題」(『戦国史研究』四〇号、二〇〇〇年)。実際、栗野俊之氏が指摘するように、出羽国庄内(現山形県鶴岡市周辺)の国衆大宝寺氏の内紛は、村落間相論の当事者北目村・野沢村が、それぞれ当主大宝寺義興・家臣東禪寺氏永の両勢力に紛争解決を求めたため惹起したという。さらに、この対立は義興が上杉氏と、氏長が最上氏をそれぞれ呼び出すことにより、戦国大名間の戦争へと展開していった(栗野俊之「出羽国庄内地方と豊臣政権」、同『織豊政権と東国大名』所収、吉川弘文館刊、二〇〇一年、初出一九八五年)。

(26) 北条氏を対象とした研究によれば、当主から軍事指揮権などを委任された取次「指南」には、御一家衆・準北条氏一門の宿老が就いたという(黒田前掲注(17)論文)。留守政景は北条氏でいうところの「指南」に相当すると考える。

(27) 越後上杉氏の家宰・直江兼続も、病床にあつた同じ上杉被官中の色部長真から「旦那御次女申請、恩恵ニ契約申度候」、「拙者女子一人候、是亦且那有御養子ニ、何方へも身上被曳立可給候」といわれ(『反町英作氏所蔵文書 雜集』新潟県史資料編4)、一六九七号文書)、「契約」としての婚姻関係を求められている。このような事態も、上杉氏権力における家宰機能の重要性から理解すべきであろう。

(28) 近世に至つてから、大崎氏旧臣が伊達氏へ被官化する状況

が多く知られるが、それは主家の滅亡のことであり、「大崎合戦」における動向は、「家」を離れていくものではかったと思われる。

(29) 平和維持を目的とした交渉可能性としてのつながり(つきあい)、「憑」み関係は、地域権力間のみにみられるものではない。様々なレベルにおいて形成されていたと考える。白川部達夫氏は、中世から近世にかけて、重層的に社会に広がる頼み頼まれる関係を重視し、特に近世村落において百姓が百姓のためになる者を頼んでいく動向を明らかにした(同「近世の百姓結合と社会意識」『日本史研究』三九二号、一九九五年)。戦国期地域権力の本質を問う上でも重要な観角と思われる。

(本学文学研究科史学専攻博士課程後期課程)

Territorial Power and Its Shitsuji's Function during the Warring State Era ;

Case of Shitsuji Ujiie of Osaki Clan in Oshu

by ENDO Yuriko

It has widely been accepted to understand that the territorial power and its Shitsuji (an administrator of the certain family group) during Warring State Era were holders of official rights shared with then existing State. In this paper, an attempt is made to challenge the said understanding, by analyzing the diplomatic function of Shitsuji in the context of social and administrative structure of the family group, based on the written materials about Osaki Clan of Oshu in the late Warring State Era.

The major finding is that Mr. Ujiie took, as a Shitsuji, an important role of peace maintenance through establishing mutual security with other Sengoku Daimyoes. By keeping friendly association and interdependent relation with neighboring territorial powers, he was able to exercise relatively advantageous bargaining power in the diplomatic negotiations. Mr. Ujiie stayed at his Shitsuji position until the late Warring State Era because of his function as a peace-maker within the territory of Osaki. It was necessary for the territorial power of Osaki Clan to develop good relations with other territorial powers.